

事務連絡
平成23年8月12日

都道府県
各 指定都市 障害福祉関係主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」
（改訂案）、「障害福祉サービス・障害児施設支援の利用者負担認
定の手引き」（改訂案）等の送付について

日頃より、障害保健福祉行政の推進にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が昨年12月10日に公布され、同行援護の個別給付化及びグループホーム・ケアホーム利用の際の助成制度について、本年10月1日の施行を予定しております。

これらの施行に伴い、この度、標記の事務処理要領、利用者負担認定の手引きの改訂案等を作成しましたので、送付いたします。

都道府県におかれましては、管内市（区）町村に対して周知を図るとともに、その円滑な施行に特段のご配慮をお願いします。

なお、本日から「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（案）」及び「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（案）」に関するパブリックコメントを行っていることを申し添えます（政令（案）については、7月27日からパブリックコメントを行っています。）。

【別紙】

- 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（改訂案）
- 障害福祉サービス・障害児施設支援の利用者負担の手引き（改訂案）
- 事務処理要領及び事業所指定に係る参考様式例

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課 企画法令係
電話：03-5253-1111（内線 3046・3148）